

4,000

木材取引契約書

(以下「買取人」という)は、貴会との
木材取引について、次の条項を確約いたします。

第1条 (代金決済)

- 買取商品に対する代金決済は、市売日から10日以内に現金でお支払いいたします。
もしこの支払期限までに完済できないときは、その翌日から起算して完済に至るまで残金に対して、日歩3銭(勝山、新見)4銭(津山)の割合による過怠金を併せてお支払いいたします。
- 約束手形による代金決済は、予め約束手形決済申込書を提出して貴会の承認をうけます。
- 貴会の承認があった場合は、10日以内に約束手形で決済します。
この場合、満期日は貴会の指定日といたします。
- 共販後10日以内に前項による代金決済をしないときは、貴会において何等通告催告なしに任意に処分または元落処理されても異議ありません。

第2条 (買取商品の引取期限)

買取商品は、代金決済と引換えに市売後10日以内必ず引取ります。
この引取期限を経過した場合、現金の損害は買取人が責任を負い、また、貴会において商品の引渡しを打切り、取引契約を破棄し、また、保証金を返還されなくても異議ありません。

第3条 (取引限度)

買取人の貴会共販における取引限度額は金 万円とする。
もし限度を超える場合は、超過額は現品引取前に現金でお支払いします。

第4条 (保証金)

- 貴会と取引を承認された場合は、保証金として貴会規定による金額を現金で貴会に預託します。
経済事情の変動その他により保証金の増額を要求されたときは、遅滞なく納入します。
- 保証金は、貴会に対する債務の一つでも怠ったときは、直ちに債務の一部に充当されても異議ありません。
- 保証金は、本契約が終了した場合に買取人に返戻されるが無利息とする。

第5条 (担保)

貴会が債権保全上必要と認められたときは、請求によって直ちに貴会の承認される担保を提供します。

第6条 (保証人)

保証人は、買取人が貴会との取引によって現在負担し、または、将来負担する一切の債務について買取人と連帯して債務履行の責に任じます。

第7条 (取引の中止及び契約の解除)

貴会への代金支払を遅滞し、或いは、開市中に不正または、不穩当の行為があると認められたときは、何等通告催告を要せず当該取引ならびに今後の取引一切を解除されても異議ありません。

第8条 (期限の利益の喪失)

買取人もしくは保証人(物上保証人を含む)が、次の各号の一つにでも該当した場合は、貴会に対する一切の債務について期限の利益を失い直ちに債務の弁済をいたします。

- 仮差押、差押もしくは競売の申請または、破産の申し立てがあったとき。
- 租税公課を滞納し督促をうけたとき。保全差押をうけたとき。
- 貴会に対する債務の一つでも怠ったとき。
- その他債権保全上必要と認められたとき。

第9条 (届出事項の変更)

印章、名称、代表者、住所、その他に変更があったときは直ちにこの契約書を更新します。

第10条 (合意管轄)

この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、岡山市を管轄する裁判所とすることに合意します。

第11条 (その他)

本契約に定めない事項については、貴会の規定に従い、誠意をもって話し合いに応じます。
この契約の成立の証として、買取人並びに保証人は岡山県森林組合連合会に対し本契約書を差入れます。

令和 年 月 日

岡山県森林組合連合会
代表理事会長 小野 泰弘 殿

買取人 住所
名称
代表者

連帯保証人 住所
氏名

連帯保証人 住所
氏名

連帯保証人 住所
氏名

(自署、捺印、印鑑証明書添付)